

第6章 計画の推進



第6章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内における推進体制

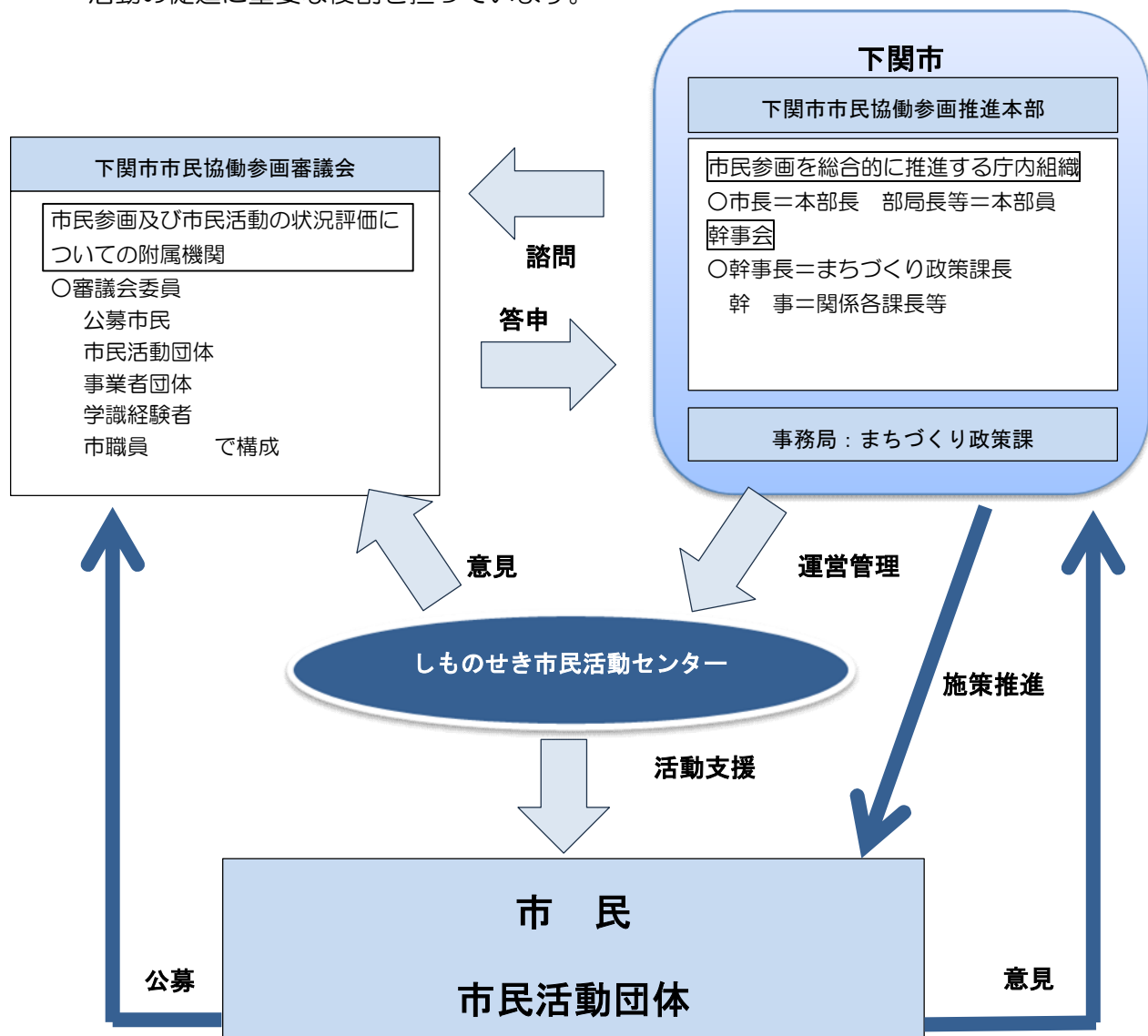
市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、本計画に基づく市民活動促進諸施策について検討・調整を行い、全庁的体制にて計画の推進を図ります。

(2) 下関市市民協働参画審議会

下関市市民協働参画条例の規定に基づき、本計画の進捗状況も含め、市民活動の状況評価について審議し、施策についての意見提言を行います。

(3) しものせき市民活動センター

市民活動の拠点施設として、市民と行政、市民と市民活動団体とをつなぎ、地域社会の課題の解決に取り組む市民活動の支援を行っています。本計画においては、市民活動の促進に重要な役割を担っています。



2 進捗状況管理・評価・公表

(1) 進捗状況管理

本計画で示す施策の進捗状況は、下関市市民協働参画条例第16条に定める年次報告において、その状況を調査し把握します。

(2) 評価

下関市市民協働参画審議会において、市民参画及び市民活動の状況とともに評価を行います。

(3) 公表

市民参画及び市民活動の状況と併せて、市議会の所管委員会に報告するとともにこれを公表します。公表の方法は、下関市市民協働参画条例施行規則第3条に掲げる方法により行います。

